

委託契約に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	施設契約課
件 名	美観向上のための花苗プランター設置管理業務
履 行 場 所	市立大津市民病院（大津市本宮二丁目9番9号）
概 要	花苗プランター（30台）の設置（年6回、偶数月に花苗プランターの入替えを実施する。） 適宜、施肥・除草・防虫作業を実施する。
契 約 期 間	平成31年 4月 1日 から 令和2年 3月31日 まで
契 約 年 月 日	平成31年 3月29日
契 約 金 額	180,000円（税別）
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 大津市京町四丁目3番28号 〔名 称〕 公益社団法人 滋賀県手をつなぐ育成会
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	当該法人は、知的障がい者を支援する活動を行っており、その一環として、もりやま作業所（守山市十二里町 560 番地）のスタッフに園芸等の作業を紹介しているため、障がい者支援の観点から当該法人を契約相手として選定する。
根 拠 規 程	市立大津市民病院契約規程第21条第1項第3号 (3) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第21項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第6項に規定する生活介護、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第15条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）において製作された物品を次条に定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター

	<p>から次条に定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 6 項 に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第 3 項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から次条に定める手続により受ける契約をするとき。</p>
--	---